

第3回 事前復興まちづくり計画 策定推進に向けたあり方勉強会

都市局 都市安全課
令和7年6月27日

論点1 事前復興まちづくり計画の裾野拡大に向けて、 国及び地方公共団体において必要な取組はなにか

【議論のポイント】

- 地方公共団体における人手不足等の課題を踏まえ、より地方公共団体が取り組みやすいよう、復興事前準備に関連する計画（例 地域防災計画、市町村マスタープラン、防災指針等）との連携や既存検討組織（例 都市計画審議会、都市再生協議会など）の活用など、策定にあたっての地方公共団体の具体的な負担軽減方策について、国がメリット、デメリットを整理した上で、地方公共団体に対して示すべきではないか
- 上記と関連して、特に専門人材や財源が不足する市町村に対しては、都道府県が広域的な見地に留まらず、事前復興まちづくり計画の策定に際して主体的な役割を担うことが期待されるが、都道府県に期待される役割等について国が整理し、地方公共団体に対して示すべきではないか
- 上記と併せて、計画策定を含む取組の裾野拡大に向けて、国による地方公共団体が必要とする支援やインセンティブ方策について具体的に検討すべきではないか

論点2 事前復興まちづくり計画の実効性向上に向けて、 国及び地方公共団体において必要な取組はなにか

【議論のポイント】

- 上記と併せて、計画内容の充実化や計画に基づく取組の実効性向上などを図るために、国においてどのような取組を地方公共団体に対して行っていくことが必要か、具体的に検討すべきではないか

論点①事前復興まちづくり計画として検討すべき内容の整理

【勉強会での主なご意見】

平時の都市計画の延長としての事前復興まちづくり計画と都市構造や機能配置の見直しを含めた事前復興まちづくり計画があるのではないかな。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

計画検討をより行いやすくするため、事前復興まちづくり計画として検討すべき具体的内容・手順を整理し、被害想定をふまえて自治体が計画を検討する過程で、自分たちの自治体が被災した場合、平時の都市計画の延長として対応できる状態か、どうか明らかにするのではないかな？

論点②事前復興まちづくり計画が対象とする災害の種別や程度について

【勉強会での主なご意見】

事前復興まちづくり計画は空間的な被害がある程度イメージできないと検討が難しい。また、災害の程度によっては、検討の士気が下がってしまうため、対象とする災害の種別や程度を検討すべきではないかな。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

現在のガイドラインでは、「事前復興まちづくり計画を検討するにあたり想定する災害は、地震、津波、水害等、面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模なものとする。」と示している。計画検討をより行いやすくするため、平時の都市計画の延長としての事前復興まちづくり計画で対応可能と想定される災害の種別や程度の観点が示せないかな？

論点③計画検討の体制について

【勉強会での主なご意見】

事前復興まちづくり計画は空間計画を検討するための計画であり、都市計画部局が主体となるべきだが、実態としては企画部局や防災部局が主体となっている場合もあり、齟齬が生じているのではないか。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

計画策定についてガイドラインでは、都市計画部局を中心に、防災部局をはじめとした関係部局を幅広く含めた検討体制を構築することが望ましいとしているが、防災部局等を中心に計画策定に取り組む場合もあり、実態が伴っていない現状をふまえ、防災部局等関連部局と連携しつつ、都市計画部局が中心に計画策定を行うべきことを発信する必要があるのではないか？

また、都市構造等の見直しを含めた事前復興まちづくり計画を策定する場合、産業や教育等の他分野の考え方・方針も重要なため、関係部局とより密接に連携して計画策定することが望ましいのではないか？

論点④都道府県としての役割

【勉強会での主なご意見】

復興時には、都道府県が広域的な復興ビジョンを示し、市区町村はそれを踏まえて具体的なまちのビジョンや復興方針を検討する。近隣市区町村との連携もふまえると、広域都市圏での議論が必要となるため、都道府県の役割が重要ではないか。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

- ・広域連携の調整役や広域自治体としての役割を示すべきではないか？
- ・技術者が不足する市区町村への技術的補助としての役割を担うべきではないか？

1. 事前復興まちづくり計画の裾野拡大に向けて、 国及び地方公共団体において必要な取組

- 既存計画や既存組織を活用することが、計画の連続性や内容のわかりやすさ、計画策定に係る負担軽減につながる等のメリットが見込まれるため、国は、有効に機能するケースや条件について整理し、地方公共団体へ周知すべき
- 復興事前準備や事前復興まちづくり計画の策定を推進するため、国は、自治体の計画策定に対する意欲醸成、事前復興まちづくり計画や取組への理解促進をより一層行うべき
- 計画策定にあたり、広域連携や技術面・人材面での支援などの観点から都道府県の役割が重要となるため、国は、都道府県からの支援内容を明確化するとともに、都道府県による積極的な協力を促すべき
- 特に中・小規模自治体は、大規模自治体に比べ人員や事業実績等が少ないため、国や都道府県は、中・小規模自治体が計画策定に取り組みやすい環境整備（人的支援、制度的支援、財政支援）を行うべき
- 計画策定による実質的な効果（早期かつ的確な復興の実現）だけではなく、計画に基づく様々な防災まちづくりに寄与する事業や取組を地方公共団体が行いやすくなるよう、国は、新たなインセンティブを検討すべき

2. 事前復興まちづくり計画の実効性向上に向けて、 国及び地方公共団体において必要な取組

- 計画策定後の継続的な取組を促すため、国は、こういった視点で計画のブラッシュアップを行うべきかや実効性を確保しつつけるために取り組むべき事項などについて整理し、示すべき
- 国や都道府県は、前述の継続的な取組を支える環境整備（人的支援、制度的支援、財政支援）を率先して行うべき
- 被災前に事前移転等の事業や取組を行うことにより、被災後に取り組む事業や調整の負担軽減に繋がり、復興まちづくりが円滑に進む場合があることを踏まえ、国は、どのような場合に事前事業や取組を行うことが有効であり、より早期かつ効果的な復興につながるか整理し、示すべき
- 地方公共団体は、防災対策や減災対策だけでなく、復興事前準備に取り組み、様々な主体による取組の実施や総合的な手法について、不断の見直しを行い、より実現可能で効果的な取組となるように努力すべき

中間とりまとめを踏まえたケーススタディのイメージ（案）

■ ケーススタディの目的

中間とりまとめにて示した方針について、実際に事前復興まちづくり計画に関する取組（策定、計画に基づく取組の推進、見直しなど）を地方公共団体と連携してケーススタディすることで、既存計画のレビューでは整理できていない事項やどのような方法で取り組むと有効的か、具体的な課題等を明らかにすることを目的とする。

■ ケーススタディを通して検証・整理する内容

① 裾野拡大に関する観点

- ・既存計画、既存組織を活用した事前復興まちづくり計画の策定手順や考慮すべき内容について
- ・都道府県の効果的な関与、連携のあり方について
- ・検討体制の確保や他部局との連携における有効な方法について
- ・検討のベースとなる災害種別や被害規模の考え方について

② 実効性向上に関する観点

- ・計画策定後に取り組むべき継続的な取組プログラム（主に訓練や体制確保）について
- ・被災前に取り組むべき事前防災に関する事業、施策の推進にあたっての課題や対応策について

■ ケーススタディの対象とするにあたって考慮すべき観点

大きく、①市町村単独と②都道府県・市町村連携、2パターンを想定した上で、以下の観点から選定

- 事前復興まちづくり計画への取組意向（意向が高い自治体を優先的に選定）
- 自治体規模（大都市（東京、大阪等）とそれ以外）
- 災害の種別（津波、地震、水害等）
- 市街地における災害リスクの存在状況（市街地においてエリア的、量的にどのくらい災害リスクがあるか）
- 自治体の体制状況（財政力、組織体制、人的資源（専門人材の有無など））
- 都市計画の状況（都市計画区域の設定状況、区域マス、都市マス・立適の変更見込みなど）